



JASDAQ

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 ポラテクノ
代表者名 代表取締役社長 安藤 誠
(コード番号：4239)
問合せ先 経営企画部長 松浦 敦
(TEL. 0255-78-4700)

「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」について、下記のとおり改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務に係る情報の保管及び管理については、文書等の作成、保存及び廃棄等に関する社内規定または法令に従う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る文書等について、取締役および監査役は必要に応じ閲覧できる。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- リスク管理委員会を設置する。
- リスク管理委員会は、リスク管理・責任に関する規定及びリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、全社的なリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の構築及び運営を行う。また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部署を定める。
- 内部監査室はリスク管理に関する監査を行う。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を策定し、達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適宜開催する。
- (2) 業務の迅速化と透明性を明確にすることを目的として、執行役員制度を採用する。
- (3) 経営会議規定に定める事項については経営会議において定期的に審議する。
- 取締役会における決定及び経営会議における審議結果による業務執行については、職務権限に係る規定に基づき、責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定める。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) ポラテクノ行動憲章・行動基準を制定し、取締役及び使用人に徹底する。
- コンプライアンス委員会を設置する。

- (3) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画を策定し実施する。
- (4) 取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育研修を実施し、コンプライアンスに対する知識を高め、それを尊重する意識を高める。
- (5) 内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携し法令等の遵守状況を監査する。
- (6) 法令・社内規定上疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置し、運営する。
- (7) 反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (8) 法令・社内規定に違反する行為については就業規則に従って対応する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に報告する。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社においてリスク管理体制を構築し、それを維持する。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①各子会社の事業運営につき、必要に応じ子会社との会議を企画し、意志の疎通を図る。

②各子会社が重要な経営判断をしようとする場合には、当社と協議する。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社で通報制度の整備、研修の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室もしくは管理本部総務部職員に依頼することができる。

(2) 監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(2) 当社及び各子会社の取締役及び使用人は、当社及び各子会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、当社の監査役に報告する。

(3) 内部監査室は、監査の結果を監査役に報告する。

(4) 当社は、当社の監査役及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞無く提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。

(3)監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて会社の費用で法律・会計その他の専門家を活用することができる。

以 上